



平成30年10月9日
奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
平成30年5月12日（土）に開催いたしました説明会の概要を以下のとおりまとめましたので、配布いたします。

1 当日の説明内容について

(1) 市立幼保施設の再編について

- ・ 幼稚園では園児数の減少、保育園では待機児童が課題となっています。また、幼保施設共通の課題として、施設の老朽化や人的な限界等により、ハードとソフト両方の課題を抱えています。
- ・ 様々な教育・保育ニーズに応えるため、市立幼保施設再編計画に基づく取り組みにより、16園の幼保連携型認定こども園の設置が完了し、来年度には3園のこども園移行を完了する予定です。

(2) 右京保育園に関する取り組みについて

- ・ 右京保育園が設置されている平城西中学校区では、平成29年度に右京保育園を除く、3園を統合再編し、神功こども園へ移行しました。
- ・ 右京保育園は平成32年4月を目標として、民間移管したうえで私立の認定こども園移行に向けた取り組みを進めています。

(3) 保護者会からの要望事項について

- ・ 右京保育園保護者会より、平成30年3月2日付で以下2点の要望書をいただきました。
 - ・ 鶴舞・右京両園の民営化にあたり、奈良市が課題と捉えている事項を抽出し提示すること。
 - ・ 詳細工程表（だれが、いつまでに、どのような内容を決めなければならない）を提示すること。

(4) 民間移管にあたっての課題について（要望書に対する考え方）

- ・ 民間移管の取り組みの中でも特に重要な課題として、施設運営の引き継ぎがあります。これには約1年間の期間を設け、共同保育等を通じて丁寧な引き継ぎを実施します。
- ・ 鶴舞こども園は幼稚園ベースの園舎のため、大規模な施設整備が必要です。
- ・ 右京保育園は現状の運営規模を基本とし、1号認定を含む定員設定及び活用施設の検討が必要です。

(5) 民間移管時の活用施設について

- ・ 右京保育園の面積定員（最大受入数）は294名であり、現在の利用定員200名と比べると、定員を拡充して1号認定の定員を設定できるだけの面積を有しています。
- ・ 右京保育園の3～5歳の園児数は、近年はほぼ利用定員を下回っている状況です。
- ・ 様々な状況から、1号認定の園児数を含んだ定員設定を225名とし、現右京保育園舎を活用して民間移管を実施したいと考えています。
- ・ 右京保育園の在園児は、約半数が校区外から通園しており、その大部分が隣接する中学校区から通園しています。また、周辺地域の施設整備による受け皿の拡充により、居住する地域の施設へ通園できるようになると考えられます。

(6)民間移管に向けてのスケジュールについて

- ・ 募集要項の作成にあたり、保護者アンケートの実施を予定しています。
- ・ 平成32年度の民間移管に向け、今年度は具体的に法人選定の取り組みを進めていく必要があります

2 説明会でいただいた質問及び説明会后に保護者会民営化検討委員会において実施されたアンケートに対する市の考え方について

(1) 民間移管に関して

Q1 説明会のスケジュールでは5月下旬に募集要項のアンケート実施とありますが、保護者アンケートはいつ頃実施する予定でしょうか。

A1 保護者アンケートの実施については、説明会の資料のスケジュールイメージから遅れている状況ですが、できる限り早い段階で実施させていただきたいと考えております。なお、実施時期に関しては引き続き保護者会、民営化検討委員の皆様と協議を行ってまいります。

Q2 職員配置について、今の右京保育園をベースでとの説明がありましたが、民営化に伴い定員が増加することによる先生の増員や経験年数、年齢構成等についてはどのようなのでしょうか。また、職員配置に関して、市の正規・非正規保育士の割合はどのなのでしょう。民間移管後も現在の園の正規職員の割合は維持されるのでしょうか、民間保育所との正規非正規の割合についてはどう認識しているのでしょうか。

A2 職員配置に関しては、公・私立に関わらず、国の基準を基に配置されております。右京保育園についてもその基準を基に配置をしておりますが、時間帯や11時間開所のためのシフト、加配等により職員数は配置基準を維持しつつ柔軟に対応しております。民間移管後も現在の右京保育園と同様に国基準の配置をベースとし、選定委員会の審査事項として、移管先法人の職員配置や保育士確保の考え方を提出していただき、その内容を審査した上で、より安定的な園運営や保育を実施できる法人を選定させていただきたいと考えております。

正規・非正規の割合については、現在市立園の保育士は約半数程度が非正規職員となっております。全国的に見て公立園の方が非正規率が高い傾向にありますが、職種に関わらず市の教育・保育を支えていただいている礎であることに違いありません。また、正規・非正規の割合についても審査項目として、法人の考え方を提出していただきます。

Q3 民間移管後の常駐看護師は現状どおり配置していただきたいです、また、専門職員（看護師や心理士等）の配置についても検討をして欲しいです。

A3 現状私立園において、看護師が配置されている園は少数です。また、市立園においても、看護師が園に毎日常駐しているわけではなく、エリアごとに複数掛け持ちで担当している状況であり、右京保育園においても常駐はしてはおりません。そのため、右京保育園の移管先法人募集の際には、看護師配置に関する条件設定を検討し現状より充実させていきたいと考えています。また、言語聴覚士等の発達支援に関する専門職員については、市立園で配置はしておらず、市の子ども発達センターによる相談や園の巡回訪問を行っております。言語聴覚士等を必ず配置することを条件付けすることは難しいと考えておりますが、そのような要望を募集要項作成に関する保護者アンケートによって法人に伝えることは可能であり、法人募集の際には支援を要する園児の保育に関する考え方について、審査資料として提出していただきます。

Q4 鶴舞こども園のように民間移管によって、規模の拡大をしないで先生の質を落とさず移管先法人が採算のとれる見込みはあるのでしょうか。移管までの時間が無い中で、経験のある先生の確保が可能でなのでしょうか。そういった懸念材料が払拭されなかった場合の民営化の延期は視野に入っているのでしょうか。

A4 移管先法人については、採算性を含め奈良市の保育・教育を引き継ぐことが可能であると判断した法人が応募していただくことになると考えております。法人からはその意思を判断するため、市のカリキュラムの理解や、教育・保育、職員体制・確保方策、保護者アンケートに対する考え方など、様々な資料を提出していただき、学識経験者等からなる選定委員会において審査することになります。また、審査に際しては、実際に法人が運営する園の現地見学や法人の代表者や園長予定者からヒアリング等も行います。なお、選定の結果、移管先法人が選定されなかった場合は、再公募も含め検討していくことになります。

Q5 右京保育園の民間移管について、右京地域の受け皿として1号認定を設定し、こども園に移行するのであれば、幼稚園型のこども園を別に設置するほうが、保育園、幼稚園利用の希望の保護者双方のニーズに沿うことができるのではないのでしょうか。また、公立幼稚園の園児数減少は、少子化の影響もあると思いますが、奈良市の公立園が3年保育をしてこなかったことに大きく起因すると考えており、3年保育を実施することにより、園児数の減少は解消されると思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。また、現在民間移管の取組みを進めている鶴舞こども園・右京保育園以外にも民間移管を計画しているのでしょうか。

A5 市立幼稚園と保育園の再編を進めてきた背景には、幼稚園の園児数減少や保育園での待機児童が存在することに加え、各施設の老朽化が著しいことから、市民ニーズにこたえつつ、安心・安全な子ども・子育て環境を将来にわたって持続可能なものとするためであります。一方で民間移管を進める背景としては、市の人材・財政状況によるところが大きいです。少子化や生産年齢人口の減少に伴い市税収入が減少している一方、教育・保育の分野においては、全国の中核市と比較して奈良市の市立保育園・幼稚園数は多く、これに伴い同分野の職員数も多くなっています。国の制度では、市立園はすべて市税による運営となるのに対し、私立園は、施設整備費や運営費の3/4が国・県から補助されることとなっています。こういった状況の中、市立幼稚園において3年保育を実施することは、市の人材・財政状況において難しいため、市立園を統合・再編及び民間移管により、認定こども園に移行するにあたって3年保育の実施を計画してきたところであり、3年保育の実施や右京地域へ今回の取組みとは別に認定こども園を設置するということは計画しておりません。なお、民間移管対象園としては平成28年8月に鶴舞こども園と右京保育園の2園を公表しておりますが、現在さらなる民間移管対象園の公表に向け調整しているところですので、引き続き民間移管の取組みを進めていきたいと考えています。

Q6 右京保育園の民間移管の取組みについて、1号認定利用の地域の保護者に対する説明は行っているのでしょうか。また、現状の右京保育園に1号認定の子どもが加わることを、1号認定の保護者は納得しているのでしょうか

A6 6月10日に地元自治会を通じて地域への説明会を開催したところであります。また、これから実施予定の保護者アンケートについては、右京地域にお住まいの1号認定の保護者の皆様にも行わせていただくことを検討しております。

Q7 定員については、国の基準を引き合いに、園児数を新たに増やす提案をされていましたが、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号）」において、「最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」という記載がありますが、これについてどのような認識をお持ちでしょうか。

A7 現在においても、待機児童解消の観点から右京保育園や他の市立園においても設定された定員を超え、面積定員を基準として受け入れがなされている年代のクラスも存在しています。これについては職員配置等の受け入れ態勢を整え、受け入れ可能と園が判断した上で行っていきますので、定員や園児の状況に応じた受け入れ体制を確保することにより、現状よりも設備や運営状況が低下するとは考えておりません。

Q8 定員について、「奈良市民間保育所設置認可基準」において、受入児童の規定がありましたが、今回の225人の定員は、120%の受け入れ弾力化により270人の受け入れ枠を想定しての提案ではないのでしょうか。また、この定員は民間移管の後、増員する予定ではないのでしょうか。定員数について、今の右京保育園と同じ定員を維持して欲しいです。

A8 定員数の案については、基本的な市の考えとして募集要項に記載し、法人に示すこととなります。その上で定員案や現在の施設状況、運営方針、さらに保護者アンケートでの意見や要望等を総合的に考慮し、法人が民間移管後の定員を検討しその考え方を含めて、応募資料として提出していただきます。
現在市の考えである225名の定員については、120%の受け入れを想定したのではなく、現時点において市が施設状況や園児数等から判断し設定したものです。法人がそれ以上の受け入れを検討している場合は、その理由や受け入れによる保育や受入体制等法人の考え方を審査することになります。

Q9 周辺施設の整備を理由にした園児数予測の説明ですが、保育園の選択の際に、右京保育園は利便性を考慮した選択がなされていると思うため、園児の推移予測は適切でないと思います。無理に1号認定を設定し、定員を増やす必要はないと思います。

A9 現在右京保育園に通う園児は、半数以上が他地域から通園しており、ご指摘の通り通勤や利便性を考慮したうえでの選択が多く存在しているとは考えておりますが、周辺施設の整備充実がなされることで、全ての他地域の方が近隣の施設へ入園するとは考えておりません。ただし、一定数量の児童に関しては分散が見込めるとの視点からご説明させていただきました。
なお、1号認定定員の設定については、園児数や地域の就学前の児童数から一定の増員は必要になると考えて定員案を提示させていただきました。

Q10 右京保育園が民間移管されることにより生まれた人材を他の市立園で活用し、市全体の受け皿を増やすとはどういう意味でしょうか。

A10 民間移管後、右京保育園の職員については、他の市立園に異動することになります。それにより、市立園においても喫緊の課題である保育士不足を解消し、待機児童解消に繋がりたいと考えています。
なお、現在右京保育園で勤めている臨時職員・パート職員で民間移管後も引き続き就労を希望される方については、継続した採用に努めるよう移管先法人の募集要項に記載していきたいと考えています。

現在の園庭は、園児数に比して決して広いとは言えず、外遊びの時間も先生方が非常に工夫して組んでくださっています。園児は身体が大きくなればなるほど外で遊ぶことが必要となるなか、園児数が増えることで外遊びの機会がさらに奪われることが危惧されます。

Q11 1,2歳児も健康や体づくりの観点から、外遊びは必要です。現在では、乳児も外遊びの機会が提供されていますが、奈良市の案で履行されると、幼児はおろか、乳児はますます園庭遊びの時間が保障されなくなる可能性もあります。このことについて、どのような課題解決策を考えていますか。

A11 園庭での遊びについては、現時点でも限られたスペースの中で乳児と幼児で時間帯を分ける等工夫して実施していただいている所ではありますが、定員設定にあたっては、現在と同様に園庭での遊びを提供できる定員を園とも協議の上設定させていただいたところで

Q12 募集要項に記載される内容はどのようなものなのでしょうか。

A12 募集要項には、法人募集・移管にあたっての条件や移管後の運営内容、保護者アンケートにより寄せられたすべての意見・要望等を記載させていただきます。

Q13 鶴舞こども園の募集要項は見せてもらえるのでしょうか。また、鶴舞こども園での応募法人は何法人あり、選ばれた法人は要項の条件を全て満たしているのでしょうか。その内容について、保護者への事前説明や了承は得ているのでしょうか。

A13 鶴舞こども園での応募法人や選定に関する内容については、法人の運営上の内容も含まれており、非公開での審査を行っておりますので、園の保護者の方であっても現在は内容を含めて公表はしておりませんが、選定委員として保護者代表の方に参画いただいております。

なお、鶴舞こども園の法人募集要項については市のHP上で公開しておりますので、ご参照いただければと思います。

Q14 選定委員会について、昨年度説明会でも質問に挙がっていたが選定委員の保護者代表枠2名の実現は可能なのでしょうか。検討しますと言われた以降、資料にも記載がありませんが、いつその回答が出るのでしょうか。選定委員会について、保護者枠を複数名に増やしていただきたい。

A14 選定委員会の保護者代表枠については、ご要望も寄せられており、2名の参画を前提として検討しております。なお、委員に参画いただく代表の方につきましては、法人選定に際し、法人の現地視察及び応募書類の審査、委員会への参画を含め、時間を費やしていただくこととなりますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

Q15 法人が協定違反した場合や保護者の評価が著しく低い場合、再選定を行うことは可能なのでしょうか。
また、民間移管後の指導・管理、保護者の要望にどのように対応していくのでしょうか。

A15 移管後に法人側において協定違反があったような場合には、法の規定に基づき市が指導監督を行います。その指示に従わない場合は市として指定を取り消すなどの措置を進めることとなりますが、そのような法人を選定しないよう、妥協なく法人選定をさせていただきますので、現時点では再選定等は想定しておりません。
また、民間移管後も市の関与がなくなるわけではなく、市職員による巡回訪問の実施や法律に基づく指導監査等によりチェック機能を果たすほか、外部機関による第三者評価の受審も求めることも検討しています。さらに、保護者からの要望等がある場合は、法人・市・保護者からなる三者協議会を必要に応じて開催することにより、保護者の声を法人へと伝えることができます。

Q16 経済的に苦しい家族や障がい児保育などへの対応をどうするのか具体的に示して欲しいです。

A16 支援の必要な園児等の受入れについては、右京保育園が担ってきた役割を移管先法人に引き継いでいただくこととなります。受入れに関しては、募集要項において、支援を要する園児の受入れと児童数や支援の程度に応じて加配することと明記し、さらに法人募集の際に提出資料において、受入れにあたっての考え方を審査資料として提出していただきます。

Q17 習い事のできる家庭とできない家庭に格差が生まれる状況になってほしくありません。そのため、民間移管にあたって習い事等のサービスは必要ないと考えます。

A17 民間移管にあたり、法人の提案によっては、サービスの拡充として習い事等の提案があることも想定されますが、それにより新たな費用負担が発生する場合は、市・法人・保護者からなる三者協議会の場において協議し、了承されなければ新たなサービスの開始や費用を徴収できない仕組みとしております。

Q18 民間移管されると、サービスが充実されるとのことですが、今と同等の財源でサービスを落とさず、どう保育時間を延長するのでしょうか。保育時間を延長すれば人手が足りなくなると思います。保護者と育児を共有することも大切な仕事と思いますが、時間の延長等により、保育士の仕事が増える中でどのようにやり取りの時間を確保するのでしょうか。保護者とのやり取りの時間が減ってしまうと思います。それについて、法人のノウハウ等によって対応するとのことですが、それだけでは対応できないと思います。

A18 現在市立園の運営費はそのほとんどが市税で賄われていることから市単独でのサービスアップは非常に難しい状況です。一方で私立の場合は運営費の3/4が国・県から補助されていることになり、運営内容によっては、運営費が加算される仕組みもあります。民間移管によって民間のノウハウや資源を活用することで、延長保育の拡充など、保育サービスの充実が期待されることとなりますが、開園時間等の拡充の提案があった場合は、審査の段階で職員体制やシフト等を確認させていただきます。
また、保護者との関係構築についても、公立・私立に関わらず園運営で行っているものであると考えておりますが、保護者との関係性も含めて右京保育園の運営を引き継いでいた法人を選定させていただきます。

(2) 認定こども園に関して

Q1 3歳児以上からは就労しなくなっても同じこども園に通うことができるというのはどういうことでしょうか。入所の審査の仕組みに今まで変更はあるのでしょうか。

A1 こども園に在園されており、退職等で2号認定の条件を満たさなくなった場合は、そのまま1号認定利用として継続して利用することができます。
なお、民間移管後も2・3号認定で新たに入園を希望される場合は、今までと同様に入所審査を経た上で入園決定となります。

Q2 1号認定から2号認定へ、2号認定から1号認定へと利用の形態が変わる場合、子どもにとっては、預ける時間、お迎えの時間が変わるだけとの認識で良いか。

A2 認定こども園については、3歳児以上の園児については1号認定・2号認定利用の園児と一緒に生活することができる施設です。認定こども園では、例えば仕事をやめられた等により、2号認定での利用ができなくなった場合は、1号認定での利用として継続して施設を利用していただくことができます。この場合、1号認定利用として利用していただくこととなるため、施設の利用時間が9時から14時までとなりますが、その前後の時間において利用料金を支払うことで一時預かりを利用していただくこともできます。

Q3 こども園では、3歳児以上からは親の就労形態に関わらず利用することができるとの説明がありました。例えば過去5年において、右京保育園の利用者で、保護者の就労形態が変わったことにより、退園を余儀なくされた園児は何人いましたか。また、園児に対するその割合は。全市ではどうなのでしょう。

A3 具体的に退園を余儀なくされた方の人数については把握しかねますが、保育園であれば、仕事をやめられた等の場合で就業時間の条件を満たさなくなった場合は、制度上退園する必要があります。そのため、その部分についてご不安に思われている方については安心して通園できることがこども園のメリットのひとつであると考えています。

Q4 現在の右京保育園では、クラスの担任の先生、加配の先生他、それぞれの先生がフォローし合いながら保育しているが、こども園化により、9～14時の時間帯とそれ以外の時間帯で担当する先生が変わってしまい、担任制がきちり組まれてしまうと、担任の先生の力量の差によって子どもたちに大きな差が出てしまうのではないのでしょうか。

A4 公立の園においては、担任の先生及び加配の先生方が協力してクラスの運営を担っておりますが、民営化後についてもそれが変わることはありません。移管後の法人についても、奈良市立こども園カリキュラムに則った保育を提供していくこととなります。

Q5 こども園に移行すると行事や保護者会において、幼稚園利用の保護者と、保育園利用の保護者との意向が異なり、デメリットがあると思いますが、その内容の説明がありませんでした。そういったデメリットについて、認識はあるのでしょうか。

A5 行事や保護者会の活動につきましては、市立幼稚園と市立保育園を統廃合して移行したこども園においては、再編前の幼稚園と保育園に通っていた保護者の意見をもとに試行錯誤している部分であります。なお、右京保育園の民間移管によるこども園移行にあたっては、基本的には行事等については、現在の内容を引き継いでいただくことを前提に考えております。

Q6 保育園からこども園に移行した園での1号認定利用の子どもとの割合はどの程度なのでしょう。また、1号認定と2号認定利用の園児の生活リズムの違いによる子どもへの精神的負担について、こういった事例があり、どのような認識をお持ちでしょうか。

A6 市立保育園から市立こども園に移行する場合には、基本的に統合・再編によるこども園移行となりますが、1号認定利用の子どもとの割合については、園により1号認定・2号認定が同程度の割合であったり、2号認定の割合が多かったり、地域のニーズによって様々です。
生活リズムの違いによる子どもへの影響については、市立こども園では、保育標準時間と保育短時間の2号認定利用の園児と、1号認定利用の園児は9～14時の共通利用時間において同じクラスで生活します。また、9～14時の前後の時間帯は、異年齢間での交流保育などを実施しております。昼食後13時ごろからは、「14時に降園する1号認定利用の園児」と「お昼寝等をする2号認定利用及び預かり保育利用の園児」が別々の保育室に分かれることで、今までとお昼寝の時間がずれたり、保護者のお迎えの時間の違いで園児たちが寂しい思いをしないような工夫をしています。

Q7 鶴舞こども園は元は幼稚園であり、右京保育園については保育園です。元々の施設の形態が幼稚園からと保育園からのこども園移行では違いがあると思うのですが、鶴舞と右京の違いについてその部分の説明がありませんでしたが、何故その部分を伝えないのでしょうか。認識はお持ちでしょうか。

A7 鶴舞こども園と右京保育園の施設の運営状況については、説明会資料において一定の情報提供を提出させていただいておりますが、民間移管にあたっては、それぞれの園や地域や保護者の思いの等の違いはあるため、そういったことを含めて丁寧な引き継ぎを実施していきます。
なお、市立幼稚園と保育園から統合・再編し、こども園に移行する場合は、活用する施設の形態により、受入れ年齢や1号認定・2号認定の割合は異なりますが、すべて幼保連携型認定こども園として、「奈良市立こども園カリキュラム」に基づいた教育・保育を実施しております。

Q8 こども園化にあたって、1号認定の利用数をどれほど考えているのでしょうか。現在の定員から民間移管後の定員増加分が1号認定分との認識でよいのでしょうか。また右京地域の1号認定利用の子どもとの優先枠についてどのように考えているのでしょうか。

A8 右京保育園の定員は現在200名ですが、移管後は225名を奈良市が考える基本的な定員として考えております。この定員増加分については、1号認定の定員と民間活力を活用することによる待機児童解消方策として、現在奈良市の待機児童の大部分を占めております0～2歳児の定員増加分も含まれております。
なお、1号認定の利用優先枠については、右京小学校区の園児を優先することを考えております。

Q9 既にこども園化を行った市立保育園の先生や利用者の混乱など、移行後の検証は行っているのでしょうか。

A9 統廃合を伴う再編によりこども園移行した場合においては、それぞれの園が培ってきた特色や文化のすり合わせや、園舎が変わること等により、混乱が生じる部分があることは課題であると考えております。
具体的な移行後の検証までは行っておりませんが、現在国においてもカリキュラムが見直しされているように、こども園移行後も運営内容について、様々な意見等を吸い上げ、よりよい教育・保育を提供していくために日々の園運営の中で、その内容を改善していくことになりありません。

Q10 保育士と幼稚園教諭の違いがあり、保育所で先生が子供に対して「幼稚園の先生」として接した場合に、子どもにも戸惑いが生じてしまうこともあると思うが、そういった実情の話は把握されているのでしょうか。

A10 奈良市では過去からこども園化の取り組みが進められており、現在職員採用について、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持った職員を採用しており、研修等をとおり先生方の交流も積極的に行っています。また、各園が培ってきた園の特色等の違いはありますが、市立の幼稚園・保育園・こども園については、「奈良市立こども園カリキュラム」に基づいた教育・保育を提供しております。

(3) その他

Q1 駐車場の拡大というのは地域住民の了承があってはじめて提案できるものですが、昨年度、地域への何の説明もなく、右京保育園の駐車場整備に着手しようとしていたことが直前に明らかとなり、このことは地域でも問題となっています。さらに、そもそも地域の1号認定枠を増やすのに駐車場整備は必須なのか、という疑問があります。1号認定の利用者の多くは徒歩で通園されると思います。

A1 駐車場整備については、民間移管の取組みとは別に、送迎時間帯において駐車場を待つ状況が発生していることから、新たな駐車場の整備ができないかということで検討を進めていたものでありますが、今後整備を検討する場合は、地域等と協議させていただきたいと考えています。

Q2 再編により閉園となった園舎の活用について、例えば法人に無償で賃貸し、保育所を設置することや、認可外保育所等に貸し出すことなどは考えていませんか。

A2 市においては、待機児童解消に向けた整備計画を作成しており、現在保育需要の受け皿を確保するため、民間保育所等の誘致や既存施設の改修、空き教室を利用した分園等により積極的に整備を行っているところです。

右京保育園の民間移管に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)

(担当) 山本 ・ 北野 ・ 高野

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1512372039315/index.html>

